

## 学級閉鎖・学年閉鎖及び臨時休業に関する基本的な考え方

本市では「学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応ガイドライン（第1版）」（文部科学省）をもとに、学校で家庭内感染ではない感染者が発生したときなど、学校内で感染が広がっている可能性が考えられる場合には、当該感染者等を出席停止とするとともに、学校医と相談し、下記のような対応をいたします。

### 記

学級内で感染が広がっている可能性が高い場合に学級閉鎖を実施する。期間は5～7日程度を目安に、感染の把握状況、感染の拡大状況、児童生徒への影響等を踏まえて判断する。

#### 【学級閉鎖】

- 同一の学級において複数の児童生徒等の感染が判明した場合
- 感染が確認された者が1名であっても、周囲に未診断の風邪等の症状を有する者が複数いる場合
- 1名の感染者が判明し、複数の濃厚接触者が存在する場合

#### 【学年閉鎖】

- 複数の学級を閉鎖するなど、学年内で感染が広がっている可能性が高い場合、学年閉鎖を実施する。

#### 【学校全体の臨時休業】

- 複数の学年を閉鎖するなど、学校内で感染が広がっている可能性が高い場合、学校全体の臨時休業を実施する。

#### 濃厚接触者について

感染可能期間のうち当該感染者が入院等を開始するまでの期間において、以下の場合が濃厚接触者の候補として考えられます。

- ・感染者と同居又は長時間の接触があった場合
- ・適切な感染防護なしに感染者を介護していた場合
- ・感染者のくしゃみ、咳、つば等に直接触れた可能性が高い場合
- ・目安として1mの距離で、必要な感染予防策なしに、感染者と15分以上の接触があった場合
- ・1m以内の距離で、お互いにマスクなしで会話が交わされた場合には、時間の長さを問わずに濃厚接触者に該当する場合がある。

※必要な感染予防策については、マスクを着用していたかのみならず、鼻出しマスクや顎マスク等、マスクの着用が不適切な状態でなかったかについても確認する。

※陽性者が判明次第、当該学校で学級日誌等を参考に濃厚接触者等の候補リストを作成し保健所と連携を図っていきます。なお、その際には陽性者が特定されることのないよう個人情報の保護には十分に配慮していきます。

※感染可能期間とは発症2日前（無症状の場合は、陽性確定に係る検体採取日の2日前）から退院又は療養解除の基準を満たすまでの期間のうち当該感染者が入院、宿泊療養を開始するまでの期間をいう。